

事務連絡
令和3年12月14日

各都道府県

避難行動要支援者名簿主管部局
個別避難計画主管部局
御中

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）

難病患者等に係る避難支援等体制の整備について

防災行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年5月に、災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和3年法律第30号）が公布・施行され、同法による改正後の災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の14に基づき、市町村長は地域防災計画に定めるところにより、個別避難計画の作成に努めることとされたところです。また、個別避難計画に記載・記録された情報については、内部での目的外利用、平常時及び災害時（災害のおそれがある場合を含む。）における外部提供についても、同法において個人情報保護との関係が整理されたところです。

今般、難病患者等に係る避難支援等体制の整備について、厚生労働省と連名により、各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市^{*}の難病対策担当部局及び小児慢性特定疾病対策担当部局あて、別添のとおり通知いたしましたので、お知らせいたします。

^{*}中核市・児童相談所設置市は、小児慢性特定疾病担当部局のみ

つきましては、貴都道府県の庁内の関係部局及び管内の市町村に対してこの旨を周知していただき、難病患者等を含む避難行動要支援者への適切な避難支援等について助言等いただきますよう、よろしくお願いいたします。

<連絡先>

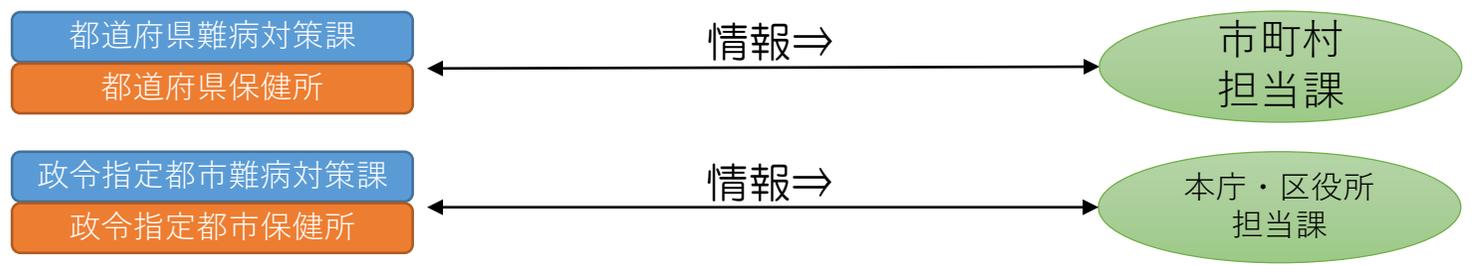
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活）付
藤田参事官補佐、塚原主査、松崎事務官
TEL：03-3501-5191(直通)
E-mail: y-hinan.k4n@cao.go.jp

自治体と保健所の関係について

(別添) 「難病患者等に関する避難支援等体制の整備について」(事務連絡)に関するイメージ図

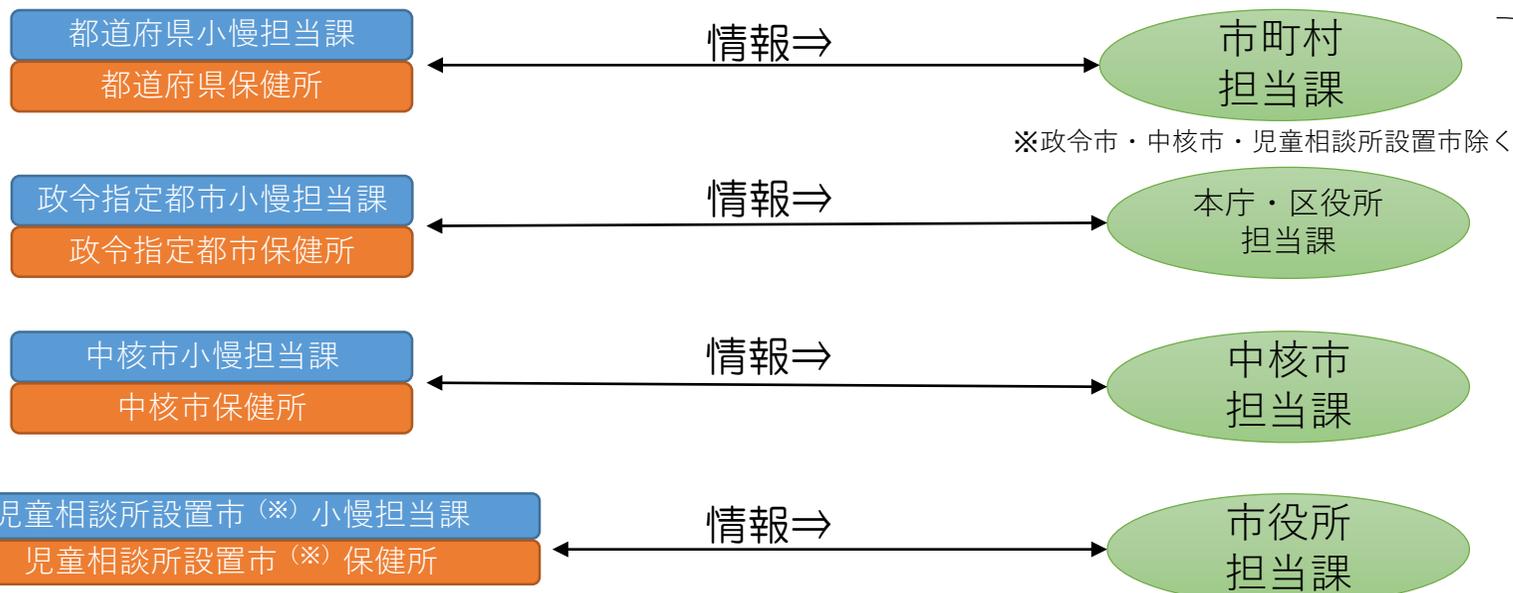
- 難病等の患者情報については、①都道府県市難病等担当課において医療費助成の支給認定情報を、②各保健所において在宅療養支援が必要な患者一人ひとりの症状等の情報を把握しているため、市町村防災関係担当課が必要とする情報について、それぞれ(または都道府県市難病等担当課からまとめて)提供される。

「難病患者」に関する事務連絡が示している情報共有のイメージ



2パターン

「小慢患者」に関する事務連絡が示している情報共有のイメージ



4パターン

内閣府(防災担当)付参事官(避難生活担当)
厚生労働省健康局難病対策課

(※) 世田谷区、江戸川区、荒川区、港区を含む。